



The
Building
Center
of
Japan

BR 構-500-12

平成 13 年 11 月 1 日制定

令和 6 年 10 月 1 日改定

超高層・免震等建築物構造審査委員会
コンクリート構造審査委員会
鋼構造審査委員会
免震等材料審査委員会
膜構造審査委員会
特定天井審査委員会

性能評価申請要領

(建築基準法第68条の25関係)



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

評定部 構造第1課・構造第2課

目次

◇ § 1. 性能評価の対象	1
(1) 建築物	
(2) 工作物	
(3) 建築材料	
(4) 鉄骨造の接合部、継手・仕口等	
(5) 特定天井	
◇ § 2. 性能評価基準	4
(1) 建築物	
(2) 工作物	
(3) 建築材料	
(4) 鉄骨造の接合部、継手・仕口等	
(5) 特定天井	
◇ § 3. 新規性能評価申請のフロー	5
(1) 事前相談	(8) 報告委員会資料提出
(2) 資料の確認	(9) 報告委員会結果連絡
(3) 受付委員会資料提出	(10) 性能評価書交付
(4) 受付委員会（ヒアリング）	(11) 大臣認定申請
(5) 受付委員会結果連絡	(12) 大臣認定書交付
(6) 手数料の請求	(13) 最終版図書
(7) 部会	
◇ § 4. 設計変更の性能評価の申請のフロー	8
(1) 事前相談	
(2) 申請資料提出	
(3) 部会	
(4) 以降の手続き	
◇ § 5. 留意事項	9
§ 5-1. 法第37条第二号に関わる材料認定について	
§ 5-2. 鉄骨造の特殊な接合方法、継手・仕口に 指定 JIS 規格等以外の指定建築材料を用いる場合について	
§ 5-3. 個別建築物における防災性能評価等の要否について	
§ 5-4. 申請の取り下げ	
§ 5-5. 審査期間について	
§ 5-6. 性能評価をしない旨の通知書について	
§ 5-7. 情報公開について	
◇ § 6. お問い合わせ先	11

◇ § 1. 性能評価の対象

本申請要領は、建築基準法第68条の25第3項の規定に基づく性能評価のうち「建築物」、「工作物」、「建築材料」、「鉄骨造の接合部、継手・仕口等」および「特定天井」の審査に関わる手続きを示したものです。以下、建築基準法は「法」と表記します。

(1) 建築物

審 査 対 象	審 査 委 員 会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 超高層建築物（法第20条第1項第一号） ・ 高さが60m以下の建築物で時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書による建築物（法第20条第1項第二号、第三号及び第四号。） 	<p>高さが60mを超える建築物は、超高層・免震等建築物構造審査委員会での審査となります。</p> <p>60m以下の時刻歴応答解析による建築物については、原則として超高層・免震等建築物構造審査委員会にて審査を行いますが、構造種別、構造計画等により他委員会での審査となることがあります。構造第1課までご相談ください。</p> <p>なお、特定天井を有する建築物の特定天井部分については、構造第2課までご相談ください。</p> <p>※（5）特定天井 参照。</p>

(2) 工作物

審 査 対 象	審 査 委 員 会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突（令第139条第1第三号及び第四号ロ） ・ 鉄筋コンクリート造の柱等（令第140条第2項） ・ 広告塔又は高架水槽等（令第141条第2項） 	<p>鉄筋コンクリート造の工作物</p> <p>コンクリート構造審査委員会 （構造第1課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用エレベーター又はエスカレーター（令第143条第2項） ・ 遊戯施設（令第144条第1項第一号ロ及びハ（2）） 	<p>鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の工作物</p> <p>鋼構造審査委員会 （構造第2課）</p>

※（ ）内は相談窓口

(3) 建築材料

法第37条第二号の認定に係る、平成12年建設省告示第1446号第1各号に掲げる下表の建築材料

審査対象	審査委員会
四 鉄筋 七 コンクリート 八 コンクリートブロック 十九 セラミックメーゾンリーユニット 二十一 緊張材 二十二 軽量気泡コンクリートパネル	コンクリート構造 審査委員会 (構造第1課)
一 構造用鋼材及び鋳鋼 二 高力ボルト及びボルト 三 構造用ケーブル 五 溶接材料(炭素鋼ステンレス鋼及びアルミニウム合金材の溶接) 六 ターンバックル 十四 タッピンねじその他これに類するもの(構造用鋼材にめねじを形成し又は構造用鋼材を切削して貫入するものに限る。) 十五 打込み鋸 十六 アルミニウム合金材 十七 トラス用機械式継手	鋼構造審査委員会 (構造第2課)
九 免震材料(平成12年建設省告示第2009号第1第一号に規定する免震材料その他これに類するものをいう。)	免震等材料審査 委員会 (構造第1課)
十八 膜材料及びテント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム	膜構造審査委員会 (構造第2課)

※ () 内は相談窓口

◆十、十一、十二、十三は、本要領の対象外です。別途、評定部住宅・新技術課にご相談下さい。

(4) 鉄骨造の接合部、継手・仕口等

審査対象	審査委員会
鉄骨造の特殊な接合方法(令第67条第1項)	鋼構造審査委員会 (構造第2課)
鉄骨造の特殊な継手・仕口(令第67条第2項)	
ボルト孔の径の規定によらない特殊な高力ボルト(令第68条第3項)	

※ () 内は相談窓口

(5) 特定天井

審 査 対 象	審 査 委 員 会
・ 特殊な構造方法の特定天井（施行令第39条第3項）	特定天井審査委員会 （構造第2課）
・ 特定天井を有する超高層建築物（法第20条第1項第一号） ・ 特定天井を有する高さが60m以下の時刻歴応答解析による建築物（法第20条第1項第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロ）	特定天井を有する建築物の特定天井部分の審査は、特定天井審査委員会での審査となります。 構造第2課までご相談ください。 なお、特定天井を有する建築物の特定天井以外の部分については、構造第1課までご相談ください。 ※（1）建築物 参照

※（ ）内は相談窓口

◇ § 2. 性能評価基準

本性能評価は、以下の評価基準に基づき審査を行います。

(1) 建築物

時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書 (BR 構-02)、第4条 評価基準

(2) 工作物

時刻歴応答解析工作物性能評価業務方法書 (BR 構-08)、第4条 評価基準

(3) 建築材料

建築材料の品質性能評価業務方法書 (BR 共-01)、第3条(2) 評価基準

(4) 鉄骨造の接合部、継手・仕口等

鉄骨造の特殊な接合方法に関する性能評価業務方法書 (BR 構-04)、第3条(2) 評価基準

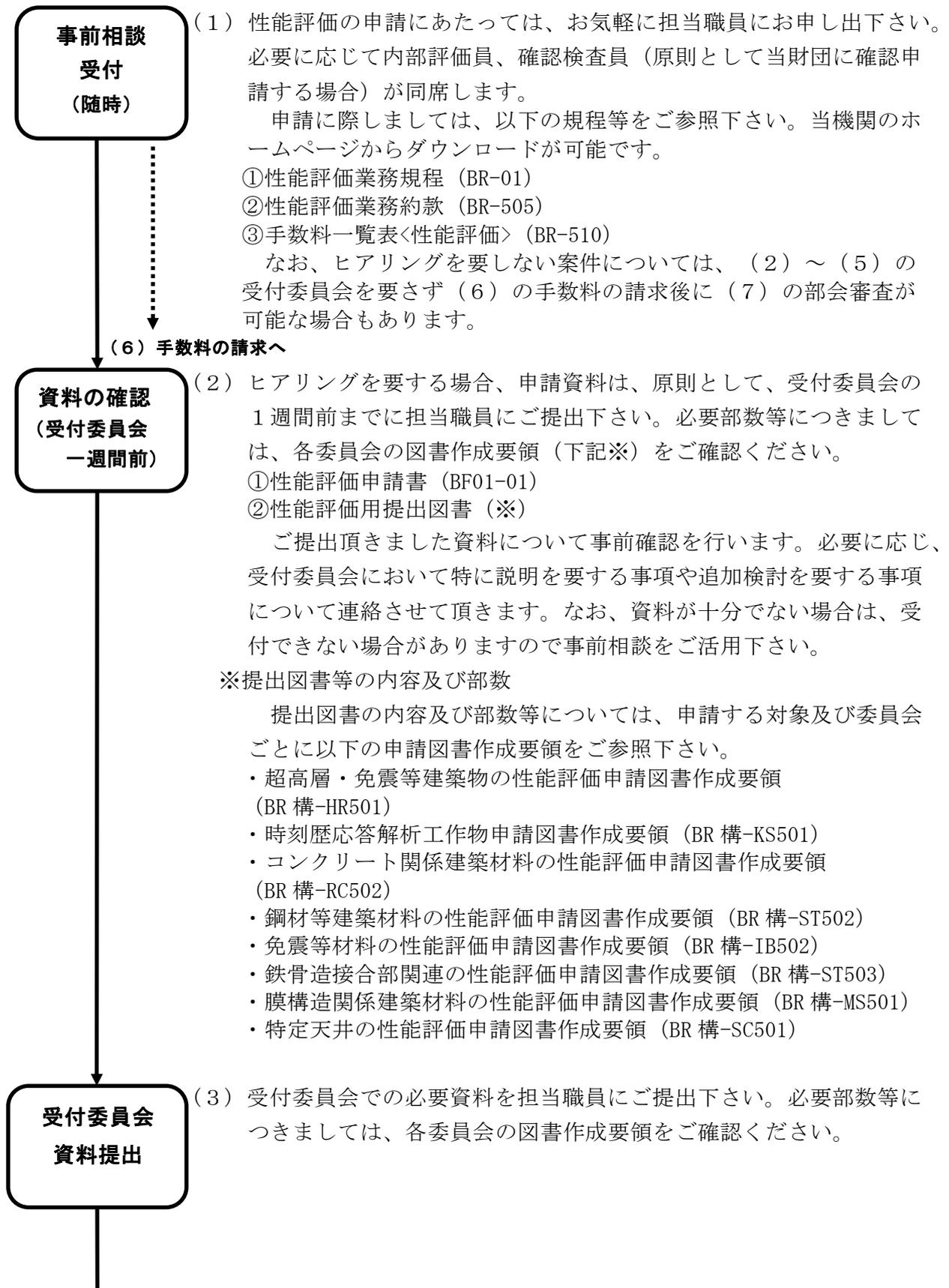
鉄骨造の特殊な継手又は仕口に関する性能評価業務方法書 (BR 構-05)、第3条(2) 評価基準

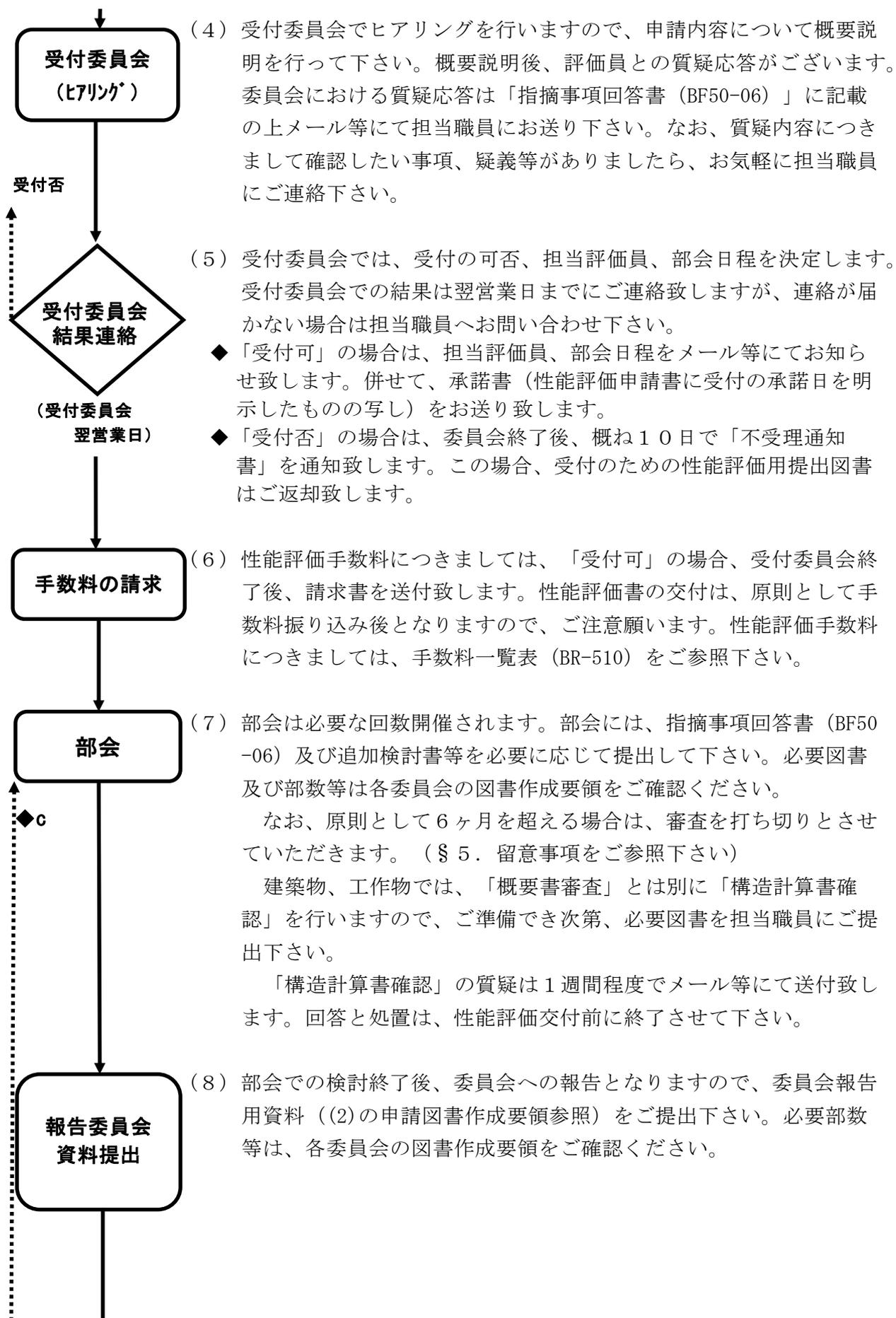
ボルト孔の径の規定によらない特殊な高力ボルトに関する性能評価業務方法書 (BR 構-06)、
第3条(2) 評価基準

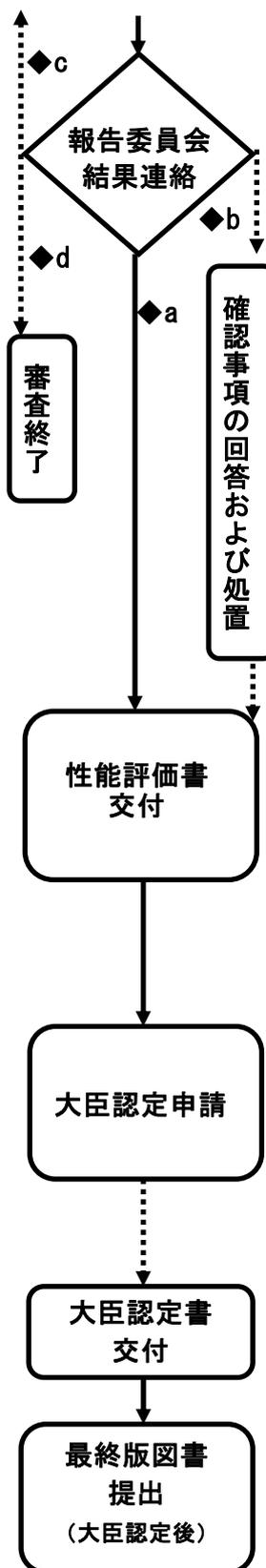
(5) 特定天井

特定天井性能評価業務方法書 (BR 構-09)、第3条(2) 評価基準

◇ § 3. 新規性能評価の申請フロー







(9) 報告委員会では、担当評価員より報告委員会資料に基づき報告を行います。原則として申請者の出席は必要ありません。

結果につきましては、委員会での結果を翌営業日までにご連絡致しますが、連絡が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

報告委員会で性能評価基準に照らし、次のとおり判定します。

- ◆a「確認事項：なし」の場合：性能評価書を交付致します。
- ◆b「確認事項：あり」の場合：
確認事項、確認方法等に関しましては、メール等にて連絡いたしますのでその記載内容をご確認下さい。
確認事項の回答および処置が済み次第、性能評価書を交付します。
- ◆c「保留」の場合：
審査を終了する事が適当でない判断されるものは、再度部会において審査し、報告委員会で審査しますので、次回部会日程等をご確認下さい。
- ◆d「不適合」の場合：
審査を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合「性能評価をしない旨の通知書」を通知します。

(10) 性能評価書の交付は、国土交通省の指導により、資料（概要書、別添、別表等）が整備された日となることから、申請者から提出された資料を当機関が確認した日をもって審査完了とし、性能評価書を交付致します。

性能評価書の交付をお急ぎの場合は、早めの資料整備にご協力願います。

(11) 大臣認定申請の申請方法につきましては、当機関のホームページ（「大臣認定申請のお手伝い」のご案内）をご参照下さい。
国土交通大臣認定申請には「構造方法等の認定申請書」及び「委任状」が必要です。また、認定に係る手数料は別途2万円（収入印紙）が必要となります。

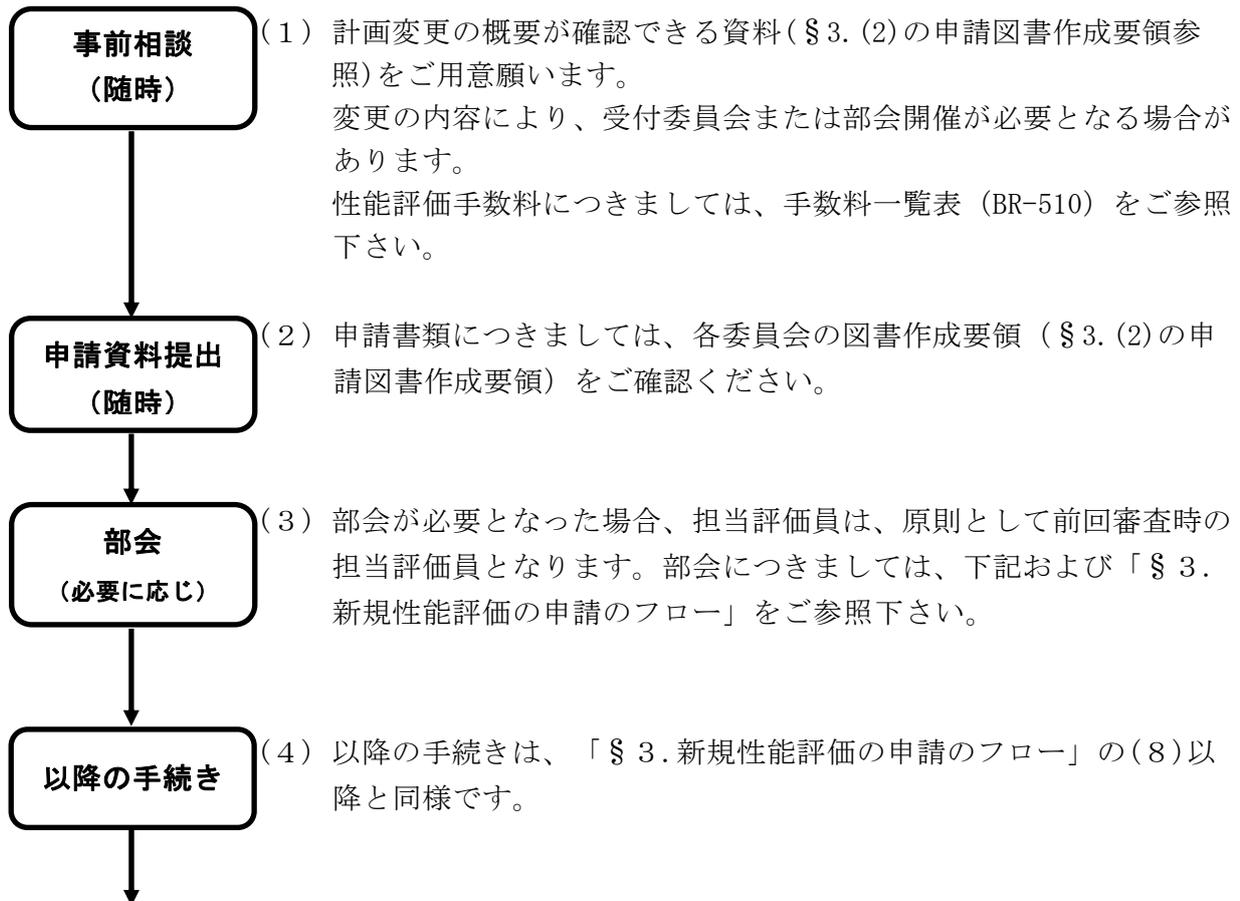
(12) 大臣認定申請をお手伝いしている場合、大臣認定書が交付され次第ご連絡致します。

(13) 最終版図書の押印をご希望の場合は、各委員会の図書作成要領に従い、必要部数をご提出ください。

◇ § 4. 変更（軽微な変更含む）の性能評価の申請フロー

計画変更に伴い、性能評価の変更申請が必要となる建築物又は工作物の場合は、担当職員にご相談下さい。なお、確認申請上の取り扱いにつきましては、確認検査機関等にご相談下さい。

建築材料および鉄骨造の接合部、継手・仕口等の性能評価は、追加・変更等の手続きがありませんので、追加・変更の場合も、原則として新規として申請していただくこととなります。



◇ § 5. 留意事項

§ 5-1. 法第37条第二号に関わる材料認定について

建築物又は工作物の構造耐力上主要な部分に、指定 JIS 規格又は指定 JAS 規格（以下、指定 JIS 規格等とする）以外の指定建築材料を用いる場合には、法第37条第二号の認定に係る建築材料の大臣認定を事前に取得するか、個別建築物または工作物の性能評価において法37条への適合を確認する必要があります。なお、指定建築材料以外の材料（例：プラスチック等）は、建築材料の大臣認定を取得することはできませんのでご注意ください。取り扱い等については、担当職員にご相談下さい。

§ 5-2. 鉄骨造の特殊な接合方法、継手・仕口に指定 JIS 規格等以外の指定建築材料を用いる場合について

鉄骨造の接合部、継手・仕口等に指定 JIS 規格等以外の指定建築材料を用いる場合には、接合部、継手・仕口等と建築材料の性能評価を同時・並行して審査を行うことが可能ですので、担当職員にご相談下さい。

§ 5-3. 個別建築物における防災性能評価等の要否について

1つの建築物について複数の性能評価を取得する場合、原則として、大臣認定申請は同時に行うこととなります。防災性能評価も必要な場合は、確認検査機関等にご相談の上、複数の性能評価を取得する旨を担当職員までご連絡ください。

§ 5-4. 申請の取り下げ

申請者のご都合により、審査中に申請を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記した「取り下げ届（BF01-06）」をご提出願います。この場合でも手数料は返還できませんので予めご了承下さい。

§ 5-5. 審査期間について

審査期間は、原則として受付承諾日から最長6ヶ月間です。6ヶ月を過ぎますと、審査は原則打ち切りとなります。（例：令和X年4月18日に受付承諾されますと、審査期限は令和X年10月17日になります。従って、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意ください。）

また、追加実験、資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書（BF50-07）」をご提出願います。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付します。

§ 5-6. 性能評価をしない旨の通知書について

性能評価をしない旨の通知書（BF01-05-02）は、性能評価が不適合となった場合の他、

- ・原則として受付承諾日から6ヶ月を経過した場合（§5-5 参照）
 - ・試験データ等が故意に改ざんされた場合や著しく誤りがある場合
 - ・申請者以外の第三者が主たる説明を行う場合（個別案件や部分の説明を除く）
- 等、適切な審査が続行できない場合に発行します。また、試験データ等に疑義がある場合は、試験立会や公的試験機関での追加試験等をお願いする場合があります。

§ 5-7. 情報公開について

国土交通省では、情報公開制度に基づき請求があった場合、大臣認定書の別添、別表（付表を除く）の内容に関して原則「公開する」としています。従って、特に材料に関する認定申請に記載する内容について、企業秘密に関わる事項がある場合、注意が必要です。そのような事項がある場合の記載方法については、担当職員にご相談ください。

◇ § 6. お問い合わせ先

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求、認定申請のお手伝い等は、下表の各部署までお願い致します。

性能評価の申請及び資料の提出は、下表の担当職員までお願い致します。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
資料請求等 (資料の郵送を希望される方は、FAX又はメールにて、必要書類を明記の上、お申し込み下さい。)	(一財)日本建築センター 評定部 構造第1課・構造第2課 TEL : 03-5283-0465 FAX : 03-5281-2823 URL : https://www.bcj.or.jp/ e-mail : kozo_1@bcj.or.jp
	(一財)日本建築センター 大阪事務所 確認検査課 TEL : 06-6264-7731 FAX : 06-6264-7745 e-mail : bcjos@bcj.or.jp
	委員会の開催日 URL : https://www.bcj.or.jp/schedule/
事前相談 性能評価申請 ※ 資料提出 認定申請のお手伝い	(一財)日本建築センター 評定部 構造第1課・構造第2課 担当職員宛 TEL : 03-5283-0465 FAX : 03-5281-2823

※ 受付委員会および報告委員会は、原則本部での開催となりますが、詳しくは、担当職員へお問い合わせ下さい。

所在地

(一財)日本建築センター 本部
〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9

(一財)日本建築センター 大阪事務所
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番 15 号
明治安田生命堺筋本町ビル